

# 経済要録

## 国 内

### ◆金融庁、「生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入について」を公表

金融庁は、10月13日、「生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入について」を公表した。その内容は以下のとおり。

#### 生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入について

1. 医療・傷害保険など、生命保険と損害保険の中間に位置づけられる第三分野への生・損保会社による相互参入については、日米保険協議の合意を踏まえ、来年一月より激変緩和措置を解除することとしている。

2. これを受け、来年一月には子会社による相互参入を実施する。

また、損害保険会社による生保第三分野への参入や、生命保険会社による損保第三分野への参入についても、規制緩和を推進する観点から、所要の契約者保護ルールを早急に整備し、来年七月に実施する。

3. こうした規制緩和を進めることにより、多様な市場ニーズに対応した商品開発が可能となり、消費者利便の向上や我が国保険市場の活性化が図られることを期待するところである。

### ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、10月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、10月16日に公表したほか、9月14日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを10月18日に公表した。

#### 記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

(別添)

平成12年10月13日  
日本銀行

#### 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、

平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

## ◆日本銀行、「適格担保取扱基本要領」の制定等を決定

日本銀行は、10月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、「適格担保取扱基本要領」の制定等を決定し、同日対外公表を行った。その内容は以下のとおり。

### 「適格担保取扱基本要領」の制定等について

平成12年10月13日  
日本銀行

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、適格担保の取扱いの一層の明確化および金融調節の一層の円滑化を図る観点から、基本要領の制定等下記の内容につき決定しましたので、お知らせします。

なお、本日制定された「適格担保取扱基本要領」中5.(2)の取引先の関係企業の債務の取扱いは、昨年9月21日の政策委員会・金融政策決定会合での決定（「適格資産担保債券および当座預金取引の相手方の債務の担保取扱等に関する基本方針について」）において、その取扱いについて1年後を目処に結論を得ることとしたことを受けたものです。

### 記

1. 「適格担保取扱基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「企業の信用判定基本要領」を別紙2のとおり制定すること。

3. 「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入基本要領」(平成10年12月15日決定)を別紙3のとおり一部改正すること。

4. 「資産担保債券の適格基準」(平成11年10月27日決定)を廃止すること。(注)

(注) 「適格担保取扱基本要領」の別表2中に資産担保債券の適格基準を規定したことによる措置。

5. 日本銀行法第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率(以下「基準割引率」という。)および同項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率(以下「基準貸付利率」という。)については、現在、「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」と「その他のものを担保とする貸付利率」とに区分してその率を定めているが、この区別を廃止して「基準割引率および基準貸付利率」として一本化することとし、その率を「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」の率とすること。また、証書貸付債権を担保とする貸付けに係る基準となるべき貸付利率についてもこれと同率とすること。

6. 4. および5. は、日本銀行当座預金決済のRTGS化の実施日から実施すること。

7. 「商業手形に準ずる手形」等特定の形態の取引を裏付けとする手形を本行の貸出政策上優遇する制度については、その政策運営上の意義が薄れていることを踏まえ、今後、廃止を含めて整理していくこととすること。

## 別紙 1

**「適格担保取扱基本要領」****1. 趣旨**

この基本要領は、本行が通貨および金融の調節として行う与信に関して、担保の種類および担保価格ならびに担保の適格基準を統一するなど、担保取扱いの適切かつ効率的な運営を確保するとともに、その事務手続の一層の明確化を図る趣旨から、本行が適格とする担保（以下「適格担保」という。）の取扱いに関する基本的事項を定めるものとする。

**2. 適格担保取扱いに関する基本原則**

適格担保の取扱いについては、次に掲げる事項を基本原則とする。

**(1) 本行の資産の健全性の確保**

適格担保は、本行の資産の健全性を確保する観点から、信用度および市場性が十分であり、担保権その他の権利の行使に支障がないと本行が認めるものとする。

**(2) 本行の業務運営の円滑性および担保利用の効率性の確保**

適格担保の取扱いに当っては、本行の業務運営の円滑性および担保利用の効率性の確保にも配慮することとする。

**(3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用**

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務（社債、手形（コマーシャル・ペーパーを含む。）

および証書貸付債権をいう。以下同じ。）および資産担保債券の信用度判断における公開情報の利用等、市場情報の有効利用を図ることとする。

**3. 担保の種類および担保価格**

本行が適格とする担保の種類および担保価格は、別表 1 に定めるとおりとする。

**4. 担保の適格基準および適格性判定手続****(1) 担保の適格基準**

担保の適格基準は、次のとおりとする。  
イ、信用度

債務者の財務内容、格付機関から格付を取得している場合にはその格付等債務者に関する事情を勘案して、元利金の支払いが確実であると本行が認めるものであること。

**ロ、市場性**

金融市场における取引実態等に照らして、換価処分による資金化が容易であると本行が認めるものであること。

**ハ、その他の適格基準**

(イ) 円建であること。

(ロ) 国内において発行、振出または貸付等が行われたものであること。

(ハ) 準拠法が日本法であること。

(ニ) (イ) から (ハ) までのほか、本行による担保権その他の権利の行使に支障がないと認められること。

**(2) 担保の種類ごとの適格基準**

信用度および市場性に関する担保の種類ごとの適格基準は、別表 2 に定めるとおりとする。

### (3) 適格性判定手続

国債、政府短期証券、政府保証付債券および公募地方債以外の担保については、当座勘定取引の相手方である金融機関等（以下「取引先」という。）からの適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。この場合、民間企業債務については、債務者である企業の信用力の判断は、「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）に基づきこれを行う。

## 5. 取引先の債務の取扱い

### (1) 取引先の債務

取引先の債務（政府保証付債券を除く。）および取引先が保証する債務（その保証がなくても適格と認められるものを除く。）は不適格とする。ただし、取引先の債務に本行が適当と認める方法により適格担保等が付されている場合および取引先が手形の裏書人として債務者となる場合には、この限りでない。

### (2) 取引先の関係企業の債務

イ、他の企業の経営管理を主たる業務とする企業で、取引先を実質的に支配している企業（以下「持株会社等」という。）の債務および当該持株会社等が保証する債務（その保証がなくても適格と認められるものを除く。）は不適格とする。

ロ、実質的な支配力または影響力に照らして、取引先と密接な関係を有すると本行が認める企業の債務および当該企業が保証する債務（その保証がなくて

も適格と認められるものを除く。）

については、当該取引先からの担保としての差入れを認めないとする。

## 6. 特例的取扱い

本行は、業務運営上特に必要と認める場合には、3. から5. までに規定する取扱いと異なる取扱いをすることができる。

### (附則)

(1) この基本要領は、日本銀行当座預金決済のRTGS化の実施日から実施する。ただし、5. (2) ロ、については、平成13年10月1日より実施する。

(2) 別表1中、12. および13. については平成13年3月末をもって、14. については平成14年3月末をもって、それぞれその効力を失う。

(3) 現在、適格としている担保（別表1中、12. 、13. および14. に掲げるものを除く。）については、この基本要領の制定に伴い不適格となる場合においても、平成13年3月末までの間は引き続き適格とする。現在、手形買入の担保として適格としている外貨建ての手形については、平成13年3月末までの間は、通貨および金融の調節として行う与信（手形貸付を除く。）の担保とし、この場合の担保価格については、外貨表示の手形金額を邦貨換算して得た額の85%とする。

別表1

担保の種類および担保価格		(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 85%
1. 国債		(4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 80%
(1) 残存期間 1 年以内のもの 時価の 99%		
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の 98%		
(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 96%		
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 94%		
(5) 残存期間 20 年超のもの 時価の 90%		
2. 政府短期証券	時価の 99%	
3. 政府保証付債券		6. 社債
(1) 残存期間 5 年以内のもの 時価の 97%		(1) 残存期間 5 年以内のもの 時価の 96%
(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 95%		(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 93%
(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 90%		(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 85%
(4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 85%		(4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 80%
4. 地方債		7. 資産担保債券
(1) 残存期間 5 年以内のもの 時価の 97%		(1) 残存期間 5 年以内のもの 時価の 96%
(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 95%		(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 93%
(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 90%		(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 85%
(4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 85%		(4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 80%
5. 財投機関等債券		8. 外国政府債券
(1) 残存期間 5 年以内のもの 時価の 96%		(1) 残存期間 5 年以内のもの 時価の 96%
(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 93%		(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 93%
(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 85%		(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 85%
(4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 80%		(4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 80%
9. 国際金融機関債券		
(1) 残存期間 5 年以内のもの 時価の 96%		
(2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 93%		
(3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 85%		
(4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 80%		

10. 手形（コマーシャル・ペーパーを含む）	手形金額の 95%	(平成 14 年 3 月末まで適格とする担保)
11 証書貸付債権	残存元本額の 80%	(平成 13 年 3 月末まで適格とする担保)
12. 利付金融債	時価の 96%	14. 社債に準ずる債券
13. 割引金融債	時価の 96%	(1) 残存期間 5 年以内のもの 時価の 96% (2) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 93% (3) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 85% (4) 残存期間 20 年超のもの 時価の 80%

別表 2  
担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適 格 基 準
国債	普通国債であること（譲渡制限の付されているものを除く。）。
政府短期証券	総て適格とする。
政府保証付債券 地方債	公募債であること。ただし、非公募債であっても、公募債に準ずる市場性があると本行が認めるものは、適格とすることができる。
財投機関等債券	(1) および (2) を満たしている公募債であること。 (1) 財投機関および本行がこれに準ずると認める特殊法人等が発行する債券（政府保証付債券を除く。）であること。 (2) 本行が適当と認める格付機関（以下「適格格付機関」という。）の複数から、A格相当以上の格付を取得していること。
社債	適格格付機関から A格相当以上の格付を取得していること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認める公募普通社債であること。
資産担保債券	(1) から (3) までをいずれも満たしている公募債であること。 (1) 特定資産の信用度等 特定資産（それから生ずる金銭等が資産担保債券の元利金支払いの原資となる特定の資産をいう。以下同じ。）から生ずる金銭等が、特定資産の信用度またはこれを補完する措置に照らして、資産担保債券の元利金支払いに十分であると認められること。 (2) 資産担保債券の仕組み 資産担保債券の仕組みが、次のイ、からハ、までに掲げる要件その他の要件に照らして、適当と認められること。 イ、真正売買性等 特定資産がその原保有者から資産担保債券の発行会社（以下「発行会社」という。）等に譲渡される場合には、原保有者について破産その他の倒産手続が開始されたときにおいても当該資産担保債券の元利金支払いに支障が生ずることがないよう、有効かつ確実に譲渡されていると認められること。 ロ、倒産隔離性 特定資産の原保有者等による発行会社に対する破産申立の制限その他の発行会社の倒産または解散を回避するために必要な措置が講じられていると認められること。 ハ、特定資産から生ずる金銭の取立に関する業務の代替措置 特定資産から生ずる金銭の取立に関する業務を発行会社以外の者が行う場合には、その者について破産その他の倒産手続が開始されることにより当該業務が行い得ないときに備えて、代替的な措置が予め講じられていると認められること。 (3) 資産担保債券の格付 適格格付機関から AAA 格相当の格付を取得していること。
外国政府債券 国際金融機関債券	(1) および (2) を満たしていること。 (1) 公募債であること。 (2) 複数の適格格付機関から AA 格相当以上の格付を取得していること。
手形（コマーシャル・ペーパーを含む）	(1) および (2) を満たしていること。 (1) 債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。 (2) 残存期間が 1 年以内のものであること。
証書貸付債権	(1) および (2) を満たしていること。 (1) 債務者が適格格付機関から A 格相当以上の格付を取得していること等、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。 (2) 当初貸付期間が 5 年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。

## 別紙2

うものとする。

## 「企業の信用判定基本要領」

## 1. 趣旨

この基本要領は、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)に基づき、本行が与信の担保とする民間企業債務の債務者である企業の信用力を判断するために行う信用判定に関する基本的事項を定めるものとする。

## 2. 信用判定の対象企業

信用判定の対象とする企業は、金融機関等を除く株式会社であって、本社の所在地が国内にあるものとする。

## 3. 勘案項目

(1) 信用判定は、取引先からの信用判定依頼を受けて、次の事項その他の信用判定対象企業に関する情報を勘案して企業の信用力を総合的に判断して行う。

## イ、定量的事項

企業の自己資本の充実度、キャッシュフローの安定性を中心とした財務指標等

## ロ、定性的な事項

収益力、資産内容の健全性、業歴、業界における地位、経営姿勢、当該企業に対する金融機関の評価および本行考査によって取得した情報等のほか、本行が適当と認める格付機関から格付を取得している場合にはその格付取得状況

(2) 連結財務諸表を作成している企業については、連結財務諸表に基づき信用判定を行

## 4. 更新の頻度

信用判定は、原則として年1回更新する。ただし、本行が必要と認める場合には、この限りではない。

## (附則)

この基本要領は、日本銀行当座預金決済のRTGS化の実施日から実施する。

## 別紙3

## 「コマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入基本要領」中一部改正

## ○ 4. を次のとおり改める。

## 4. 買入対象

「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)の定めるところにより担保として適格と認めるコマーシャル・ペーパーとする。

## (附則)

この一部改正は、日本銀行当座預金決済のRTGS化の実施日から実施する。ただし、日本銀行当座預金決済のRTGS化の実施日より前に実施したコマーシャル・ペーパーの売戻条件付買入の取扱いは、なお従前の例による。

## ◆日本銀行、「手形買入基本要領」の一部改正等を決定

日本銀行は、10月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、「手形買入基本要領」の一部改正等を決定し、同日対外公表を行った。

その内容は以下のとおり。

### 「手形買入基本要領」の一部改正等について

平成 12 年 10 月 13 日  
日本銀行

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、手形買入オペおよび手形売出オペの見直しに関し、下記 1. および 2. の基本要領を改正するとともに、「社債等を担保とする手形買入基本要領」（平成 11 年 2 月 12 日決定）および「社債等を担保とする手形買入における買入対象先選定基本要領」（同）を廃止することとしましたので、お知らせします。

これは、平成 12 年 4 月 27 日の政策委員会・金融政策決定会合において決定のうえ対外公表を行った「手形買入および手形売出の見直しに関する基本方針」を受けた措置です。

なお、今回の決定は、日本銀行当座預金決済の RTGS 化の実施日から実施する予定です。

#### 記

##### 1. 「手形買入基本要領」

(平成 12 年 4 月 27 日決定) 中一部改正

・ ・ ・ ・ 別紙 1

##### 2. 「手形売出基本要領」

(平成 12 年 4 月 27 日決定) 中一部改正

・ ・ ・ ・ 別紙 2

別紙 1

#### 「手形買入基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

#### 1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、別に定めるものを除き、手形および債券適格担保を根担保として金融機関等が振出す手形の買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

- 2. を横線のとおり改める。

#### 2. 買入店

本店（業務局）または支店とする。

- 7. を次のとおり改める。

#### 7. 担保

(1) 買入対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものとする。  
(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1. ）の定めるところによる。

- 8. を削る。

#### (附則)

この一部改正は、日本銀行当座預金決済の RTGS 化の実施日から実施する。ただし、日本銀行当座預金決済の RTGS 化の実施日より前にこの基本要領に基づき実施した手形買入の取扱いは、なお従前の例による。

別紙 2

#### 「手形売出基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

#### 1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、別に定めるものを除き、本行が振出す手形の売出を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

#### (附則)

この一部改正は、日本銀行当座預金決済のR T G S 化の実施日から実施する。

### ◆ 日本銀行、「『物価の安定』についての考え方」を公表

日本銀行は、10月13日、「『物価の安定』についての考え方」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)および『日本銀行調査月報』2000年11月号参照）。

### ◆ 「経済・物価の将来展望とリスク評価」の公表について

日本銀行は、10月13日、同日公表した「『物価の安定』についての考え方」に基づき、「経済・物価の将来展望とリスク評価」の公表を開始することとし、以下のとおり発表した。

#### 「経済・物価の将来展望とリスク評価」の公表について

平成12年10月13日  
日本銀行

日本銀行は、本日公表した「『物価の安定』についての考え方」に基づき、「経済・物価の将来展望とリスク評価」の公表を開始することとしました。

具体的な公表方法等は、以下のとおりとします。

1. 「経済・物価の将来展望とリスク評価」は、政策委員会・金融政策決定会合で決定のうえ、4月および10月の年2回、それぞれの月に公表する「金融経済月報」に掲載して公表する。ただし、本年10月分については、「金融経済月報」とは別に、10月30日の金融政策決定会合で決定のうえ、10月31日に公表する。
2. 「経済・物価の将来展望とリスク評価」の中に、「政策委員の見通し」を参考計表として掲載する。
3. 「政策委員の見通し」の対象は、実質GDP、国内卸売物価指数、消費者物価指数（除く生鮮食品）の年度平均前年比の値とする。
4. 本年10月に公表する「政策委員の見通し」の対象期間については、本年度とする。
5. 「政策委員の見通し」として、（1）政策委員がそれぞれ作成する見通し計数のうち最低値、最高値を1個ずつ除いたものを「幅」で示した「政策委員の大勢見通し」と、（2）政策委員の作成した全見通し計数を最低値、最高値の「幅」で示した「政策委員全員の見通し」の、2つを公表する。
6. 「政策委員の見通し」を作成するに当たり、先行きの金融政策運営については不变を前提とする。

日本銀行としては、こうした措置を通じて、

今後とも、経済・物価情勢に関する判断や金融政策運営の考え方について、一層のご理解をいただくよう努力を重ねていく所存です。また、金融政策運営の透明性向上を図る観点から、上記の公表方法や公表内容の改善等を含め、引き続き検討してまいりたいと考えています。

#### ◆日本銀行、「国債決済RTGS化に伴う日銀ネット国債系稼働時間延長幅の拡大——関係者のご意見を踏まえて——」を公表

日本銀行は、10月17日、「国債決済RTGS化に伴う日銀ネット国債系稼働時間延長幅の拡大——関係者のご意見を踏まえて——」を公表した(その内容については、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)および『日本銀行調査月報』2000年11月号参照)。

#### ◆RTGS化等の準備状況等に関する通知等

日本銀行は、10月17日、RTGS化等について、日本銀行における準備状況等を取り纏め、当座預金取引先および日銀ネット国債系オンライン利用先に連絡するとともに、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)に掲載した。その内容は以下のとおり。

##### RTGS化等の準備状況等に関する通知等

平成12年10月17日  
日本銀行

日本銀行では、日本銀行当座預金決済と国債

決済のRTGS化、オンライン当座預金振替のサービス提供時間延長、および与信・担保システムの稼働開始(以下「RTGS化等」といいます。)の実現に向けて、現在、関係者の方々のご協力を得ながら、所要の準備作業を進めております。

RTGS化については、取引先の皆様方の準備も着実に進捗していると認識しておりますが、今後の作業をさらに円滑に進めていただくため、現時点での日本銀行におけるRTGS化の準備状況等について、以下のとおり連絡いたします。

##### 1. 総合運転試験フェーズ1の実施結果およびフェーズ2について

###### (1) 総合運転試験フェーズ1の実施結果

日本銀行では、8月19日から9月10日にかけて、日銀ネット利用先ほぼすべての参加を得て、総合運転試験フェーズ1を実施しました。同フェーズ1は、RTGS化に伴い新たに提供されるシステム上の機能の習熟を目的としたものでしたが、予定していた操作手順や事務フロー等の確認作業を順調に消化することができ、その目的を確実に達することができたと考えています。

###### (2) 総合運転試験フェーズ2について

日本銀行では、引き続き10月21日から12月3日にかけて、RTGS化後の決済慣行や事務体制等を確認する本番リハーサルとして、総合運転試験フェーズ2を実施する予定です。総合運転試験フェーズ2には、日銀ネット利用先の8割にあたる約400先が参加される予定(決済件数全体に占める割合は9割以上)であるほか、日銀ネット利用先でない市場参加者の方々も間接的に

参加されるものと伺っています。

R T G S 化は、資金・国債決済の枠組みにとどまらず、市場慣行や、それに伴う市場参加者のシステム・事務面に亘る変更を伴うものです。今回の総合運転試験フェーズ2を通じて、本番運用を想定した体制で事務の流れに慣れていただくとともに、R T G S 化の実施までに修正・調整を要する事項が洗い出され、ひとつひとつ早期に対処されることを期待しております。

フェーズ2の参加予定先にはすでに実施手順書および参加先一覧をお送りしておりますので、これらを適宜ご利用いただきながら、大口顧客等の代行決済を担われるような場合には、必要に応じ、当該顧客との間での事務処理手順などについてあらかじめご確認いただくようお願ひいたします。

## 2. R T G S 化の実施日

日本銀行では、本年5月、R T G S 化の実施時期について、「平成13年1月4日を実施予定期とすることが最も望ましいのではないかと考えている」旨を取引先の皆様にご連絡するとともに、対外公表いたしました。この方針については、現時点でも、変更はありません<sup>(注)</sup>。

上記R T G S 化の実施時期については、今後、総合運転試験フェーズ2の実施結果等を踏まえて日本銀行において最終的に決定することになりますが、特段の事情の変化がなければ、予定期より平成13年1月4日とすることを12月中旬頃に正式に決定し、取引先の皆様方にご連絡、対外公表する予定です。

(注) 「R T G S 化の実施日の検討状況に関する通知等」（平成12年5月9日）をご参照下さい。

## 3. R T G S 化に向けた日本銀行の年末年始体制等

日本銀行では、本年末から明年初（本年12月30日（土）～明年1月4日（木））にかけて、以下のような手順でR T G S 化実施にかかる移行作業等を行う予定です。

### （1）日本銀行におけるR T G S 化にかかるシステム移行等

イ. 12月30日（土）、31日（日）

日本銀行内部における、R T G S 化にかかるシステム移行作業を実施。

ロ. 1月1日（月）

上記システム移行に続き、日本銀行内部における走行確認試験を実施。

ハ. 1月2日（火）

システム移行後における取引先（希望先のみ）との間のオンライン接続確認試験（取引先とのコンピュータ接続の確認等）を実施。

詳細（参加希望の確認等を含む）については、別途取引先の皆様にご連絡しております。

### （2）取引先金融機関等における対応状況の把握等

来年1月4日におけるR T G S 化の円滑な実施のためには、日本銀行として、各取引先におけるR T G S 化に向けての準備作業の進捗状況を的確に把握することが重要となります。

取引先の多くは年内最終営業日までにR T G S 化への対応を終えるものと見込まれますが、大手先を中心に、年末年始にR T G S 化に伴うシステム移行等を行う先も少なくないものとみられます。これらの先については、年末年始の期間中、必要な範囲で作業の進捗状況を確認させていただく予定です。その詳細や

手順については、該当する取引先の皆様に別途ご連絡します。

### (3) RTGS化実施に支障がないことの最終確認

日本銀行では、上記日本銀行の走行確認試験の結果や取引先における移行作業の状況等を踏まえて、1月2日（火）を目処にRTGS化実施に特段の支障がないことを最終的に確認する予定です。この確認結果については、日本銀行ホームページへの掲載等を通じてお伝えする予定です。

なお、万一何らかの理由によりRTGS化の実施を延期せざるを得なくなった場合には、事前に作成する「RTGS化にかかる連絡先一覧」<sup>(注)</sup>に基づき、速やかにその旨を取引先の皆様にご連絡します。

(注) 日本銀行では、年末年始においてRTGS化にかかる連絡体制を確保するため、RTGS化にかかる連絡先一覧を作成するとともに、日本銀行側の連絡先について取引先金融機関、民間決済システム運営主体等にご連絡する予定です。なお、当該連絡先一覧は、12月入り後に作成する予定ですので、その際には改めてご協力をよろしくお願いいたします。

### (4) RTGS化の実施日（1月4日）における日銀ネットの前倒し開局

日本銀行では、RTGS化に伴う担保制度の変更を円滑に進める観点から、RTGS化の実施日（1月4日）には、午前8時に日銀ネットの前倒し開局を行い、通常の業務開始時刻である午前9時までに取引先が登録国債および振決国債を共通担保として差入れることを可能とする予定です。この措置の詳細については、別途ご連絡します。

### 4. RTGSへの移行に関する留意事項

日本銀行および取引先におけるRTGS化への対応については、これまでのところ、総合運転試験をはじめ、順調に進んでいると認識しております。ただ、それと同時に、万一の場合に対する備えも引き続き重要と考えています。取引先の皆様におかれても、(a) RTGS化は予定どおり1月4日に実施されたが、何らかの理由で自らのRTGS化対応が間に合わなかった場合、(b) RTGS化実施が延期された場合の、それぞれのケースについて、「対応計画」を整備していただくことが必要であると考えます。こうした「対応計画」には、(a)および(b)における社内外の連絡体制、必要に応じシステムを戻す（フォールバック）作業、1月4日以降における日銀ネット関連事務の対応方法等が含まれると考えられます。今後も、日本銀行より、対応計画の策定に参考となる連絡をお送りする予定ですので、こうした連絡等をも踏まえつつ、各取引先における対応計画の整備を進めて頂くようお願いします。

なお、万一RTGS化の実施を延期せざるを得なくなった場合（上記(b)の場合）、日本銀行では、1月4日については従来のシステム環境下で日銀ネットを運行する予定です（「時点決済」が存続するため、支払指図について即時もしくは時点を指定して日銀ネットへ入力する必要があります）。

- ◆日本銀行、「『日中当座貸越基本要領』の制定等に関する件」を公表  
日本銀行は、10月17日、「『日中当座貸越基本要領』の制定等に関する件」を公表した。

その内容は以下のとおり。

### 「日中当座貸越基本要領」の制定等に関する件

平成 12 年 10 月 17 日  
日本銀行

日本銀行は、本日開催した政策委員会において、日本銀行当座預金決済および国債決済の円滑化を図る観点から、日本銀行当座預金決済の RTGS 化に伴い供与する日中当座貸越等に関する下記の決定をしましたので、お知らせします。

#### 記

1. 「日本銀行当座預金決済「RTGS 化」の基本方針に関する件」（平成 9 年 4 月 1 日決定）および「日本銀行当座預金決済の RTGS 化に伴う日中流動性供与についての基本方針に関する件」（平成 12 年 9 月 5 日決定）を踏まえ、日本銀行当座預金決済の RTGS 化の実施日から当座貸越の形態による日中流動性供与を行うこととし、そのため以下の諸措置を講ずること。

- (1) 「日中当座貸越基本要領」を別紙 1. のとおり制定すること。
- (2) 「日本銀行の当座預金取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」（平成 10 年 6 月 23 日決定）を別紙 2. のとおり一部改正すること。

2. 「国債決済「RTGS 化」の基本方針に関する件」（平成 10 年 9 月 4 日決定）を踏まえ、日本銀行当座預金決済の RTGS 化の実施日から当座勘定（同時担保受払時決済口）を設けることとし、そのため「当座

勘定（同時担保受払時決済口）基本要領」を別紙 3. のとおり制定すること。

別紙 1.

### 「日中当座貸越基本要領」

#### 1. 趣旨

この基本要領は、日本銀行当座預金決済の円滑化を図る趣旨から、本行が当座貸越の形態による日中流動性供与（以下「日中当座貸越」という。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

#### 2. 適用

「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」（平成 10 年 6 月 23 日決定）に基づき選定した取引先に対して行う日中当座貸越の取扱いは、別に定める場合を除きこの基本要領による。

#### 3. 担保

- (1) 取引先から、適格担保取扱基本要領（「通常および金融の調節として行う与信以外の与信にかかる担保の取扱い等について」（平成 12 年 10 月 13 日決定）記書き 1. において準用する「適格担保取扱基本要領」をいう。（2）において同じ。）に定める適格担保を根担保として差入れさせるものとする。
- (2) (1) に定めるほか、担保の取扱いは、適格担保取扱基本要領に定めるところによる。

4. 貸越極度額

3. に基づき受入れた担保の担保価額の合計額とする。

5. 貸越金の返済期限

日中当座貸越を行った日の業務の終了時（以下「終業時」という。）とする。

6. 貸越金の利息

貸越金については利息を徴しない。

7. 延滞利息

終業時において日中当座貸越の残高がある取引先については、当該残高について、基準貸付利率に年6パーセントの割合を加算した利率に基づいて計算した額の延滞利息を徴する。

8. 特例的取扱い

3. から7. までにかかわらず、業務運営上特に必要と認める場合には、別途の取扱いを行い得ることとする。

(附則)

(1) この基本要領は、日本銀行当座預金決済のRTGS化の実施日から実施する。

(2) この基本要領の実施の日から起算して6か月の間は、終業時において、取引先につき日中当座貸越の残高があり、かつ当該日の前営業日の終業時において日中当座貸越の残高がない場合には、総裁が当該取引先の信用力等につき特段の事情があると認めるときを除き、この基本要領5. の定めにかかわらず、当該日の日中当座貸越の返済期限をその翌営業日の

終業時まで延長する。

(3) 附則(2)により返済期限を延長した場合には、当該日の終業時における日中当座貸越の残高について、この基本要領7. に定める延滞利息を徴さず、基準貸付利率に基づいて計算した額の延長にかかる利息を徴する。

(4) 業務運営上、附則(2)または(3)により難いと認める場合には、これを変更し得ることとする。

別紙2.

「日本銀行の当座預金取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」中一部改正

○ 題名中、「当座預金取引」の次に「、当座貸越取引」を加える。

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 日本銀行の当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方は、日本銀行の当座預金取引の相手方である金融機関等のうち、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引を開始したい旨申出た者で、日本銀行が当該申出に応じることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

○ 別表中、「日本銀行の当座預金取引」の次に「、当座貸越取引」を加える。

## (附則)

この一部改正は、平成 12 年 10 月 17 日から実施する。ただし、当座貸越取引の開始は、日本銀行当座預金決済の RTGS 化の実施日以降とする。

## 別紙 3.

## 「当座勘定（同時担保受払時決済口）基本要領」

## 1. 趣旨

この基本要領は、国債決済およびこれに伴う資金決済の円滑化を図る趣旨から、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して国債（政府短期証券を含む。以下同じ。）と資金を同時に受渡す取引を行う取引先に対し、当該取引先が受渡しの対象となる国債を譲受けると同時に当該国債を当座貸越の担保として本行に差入れ、または当該取引先が当座貸越の担保として差入れている国債を本行から受戻すと同時に当該国債を受渡しの対象として譲渡す場合に、当該国債の受渡しにかかる資金の受渡しを行うための勘定として本行が提供する当座勘定（以下「当座勘定（同時担保受払時決済口）」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

## 2. 利用先

当座勘定（同時担保受払時決済口）は、次の各号の全てに該当する先のうち、希望する先が利用できるものとする。

(1) 「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」（平成 10 年 6 月 23 日決定）に基づき選定された当座貸越取引先であること。

(2) 当座勘定取引および国債と資金を同時に受渡す取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用する先であること。

(3) 国債振替決済制度の参加者であること。

## 3. 預り金

## (1) 利息

当座勘定（同時担保受払時決済口）における預り金には利息を付さない。

## (2) 受入れ

預り金の受入れは、利用先からの依頼に基づく国債の譲渡しと同時に資金の入金または当該利用先の当座勘定からの振替により行う。

## (3) 払出し

預り金の払出しは、利用先からの依頼に基づく国債の譲受けと同時に資金の引落しまたは当該利用先の当座勘定への振替により行う。

## (4) 業務の終了時までの預り金の払出し

預り金は、当座勘定（同時担保受払時決済口）にかかる業務の終了時（4. (4)において「当座勘定（同時担保受払時決済口）終業時」という。）までに払出させるものとする。

## 4. 当座貸越

## (1) 担保

イ. 取引先から、適格担保取扱基本要領（「通貨および金融の調節として行う与信以外の

「与信にかかる担保の取扱い等について」(平成12年10月13日決定)記書き1.において準用する「適格担保取扱基本要領」をいう。ロ.において同じ。)別表1の1.または2.に掲げる担保(国債振替決済制度に基づき本行に寄託されたものに限る。)を根担保として差入れさせるものとする。

ロ.イ.に定めるほか、担保の取扱いは、適格担保取扱基本要領に定めるところによる。

#### (2) 貸越極度額

(1)に基づき受入れた担保(以下「同時受払担保」という。)の担保価額の合計額とする。

#### (3) 貸越金の利息

貸越金については利息を徴しない。

#### (4) 貸越金の返済等

イ.貸越金は、当座貸越を行った日の当座勘定(同時担保受払時決済口)終業時までに返済させるものとする。

ロ.同時受払担保は、当該担保を受入れた日の当座勘定(同時担保受払時決済口)終業時までに受戻せるものとする。

#### (5) 特例的取扱い

(1)から(4)までにかかわらず、業務運営上特に必要と認める場合には、別途の取扱いを行い得ることとする。

#### (附則)

この基本要領は、日本銀行当座預金決済のRTGS化の実施日から実施する。

### ◆「日本新生のための新発展政策」について

政府は、10月19日、「日本新生のための新発展政策」を公表した。その概要は以下のとおり。

#### 日本新生のための新発展政策(要旨)

今次の日本新生のための新発展政策は、景気の自律的回復軌道の確立と多様な知恵の時代にふさわしい未来型社会への出発の二つを目的としている。

#### 第1部 基本的考え方

##### 1. 景気動向の認識

我が国経済は、各種の経済政策の効果の浸透やアジア経済の回復の影響などもあり、企業部門を中心に緩やかな改善を続けている。しかしながら雇用情勢は、幾分改善したもののなお厳しく、消費の動向も一進一退の状況にある。このため、我が国経済全体としては、民間需要を中心とした自律的回復には至っていない。

加えて、雇用面に見られるミスマッチ、高水準な倒産件数・負債額、地価や株価の下落、過剰設備・過剰債務の問題等景気への影響を考える上で気懸かりな点が現れている。

##### 2. 知恵の社会への飛躍

我が国が21世紀においても世界経済の主要プレーヤーとして、人類の繁栄と平和に貢献するためには、IT革命を先取りするとともに、循環型社会を構築し地球環境問題で他に先んじることが大事である。高齢化社会において活力と楽しさに満ちた世の中を形成することは、諸外国の先駆として全人類的貢献となろう。また、我が国の地域構造は、知恵の時代という観点から見れば、立ち遅れが大きく、制度変更や基盤

整備を急がなければならない。

### 3. 取りまとめの基本方針

今次の日本新生のための新発展政策の主題は、21世紀の多様な知恵の社会にふさわしい経済社会の構造と志向に向って、大変革期に乗り出すことである。

このためにも、急激な公需の落ち込みを避け、景気を確実に自律的回復軌道に乗せることが急がれる。この場合、それが永続力のある自律的発展につながるような構造的気風的改革の醸成を図ることが大切である。

時代を先取りした改革を推進するため、今次政策の重点は、①IT革命の飛躍的推進、②循環型社会の構築など環境問題への対応、③活力に満ちた未来社会を目指す高齢化対策、④便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備の4分野に置くこととし、全体として事業規模11兆円程度の事業を早急に実施する。事業の実施に当たっては、地域経済の動向にきめ細かく配慮するとともに、万全の地方財政措置を講じる。

なお、中長期的な経済財政運営の基本方針の検討に向けて、必要なデータの整備やマクロ経済モデルの作成等の準備を進める。

## 第2部 具体的施策

### I. 日本新生プラン具体化等のための施策

#### 1. IT革命の飛躍的推進のための施策

##### (1) E-JAPAN構想の推進

- ・ IT革命の飛躍的推進のための基本的な枠組みとなる法律案の早期成立を期す。IT国家戦略(E-JAPAN構想)の取りまとめ

##### (2) IT社会の基盤となる制度、施設の整備、技術開発の推進

- ・ 制度改革(通信と放送の融合の進展に伴う諸課題、電気通信事業における競争

政策の在り方等の課題への対応、個人情報保護に関する基本法制の立案、NTT光ファイバー網の開放ルールの設定等)

- ・ 施設の整備(公衆インターネット拠点の設置、約1000校以上の学校の光ファイバー等高速アクセス回線によるインターネット接続、校内LAN8000校整備目標の2年前倒し、加入者系光ファイバー網の全国整備の実現等)
- ・ 技術開発の推進(IT21推進プロジェクト実施の加速化、高齢者、障害者に使い易いIT技術開発等)

##### (3) IT普及国民運動の展開を通じたIT利用技能の向上策

- ・ 学校、公民館、図書館等を活用したIT基礎技能講習の実施(約550万人程度)、ITに係る公共職業訓練等IT技能習得機会の提供(約150万人)、学校向けインターネット料金の低廉化の促進等

##### (4) IT利用の利便性と楽しみを増進させる施策

- ・ 最高水準の電子政府の早期達成(15年度までの完全実施及びその前倒し等)、電子商取引拡大に向けた環境整備(書面法、株主総会の招集通知のインターネット利用等)、国民生活、産業活動におけるITの利便性の享受(インターネットを活用した職業紹介の円滑化、ICカード等)、インターネット博覧会の推進

#### 2. 循環型社会の構築等環境問題への対応のための施策

- ・ 廃棄物処理・リサイクル施設の整備、法運用の的確化

- ・ 広域的な廃棄物処理施設、先進的なりサイクル施設等の整備、ダイオキシン類濃度基準に適合させるためのごみ焼却施設の新設・改造、電子マニフェスト制度システムの改善 等

(2) 循環型社会構築のための技術開発等

- ・ 環境ホルモンのリスク評価、処理困難廃棄物のリサイクル・リユース技術の開発等  
ミレニアム・プロジェクトの実施の加速化、ディーゼル車等の自動車排ガス対策 等

(3) 環境産業の振興と環境対応製品の普及

- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律の対象を自動車、パソコン等に拡大、使用済み自動車処理に伴うカーエアコンのフロン回収、住宅用太陽光発電システムの導入促進 等

(4) その他

3. 活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高齢化対応のための施策

(1) 高齢者が楽しく暮らせる生活空間の創出

- ・ 公共空間のバリアフリー化（駅のバリアフリー化の整備の加速化、その他の交通分野の整備目標の策定）、住宅のバリアフリー化 等

(2) 70歳まで働くことを選べる社会

- ・ 中高年齢者を一定期間試行的に受け入れる事業主に対する支援、事業主が行う職場のバリアフリー化の推進 等

(3) 高齢者の健康、社会参画のための研究開発等

- ・ ミレニアム・ゲノム・プロジェクトの実施の加速化、メディカルフロンティア戦略の前倒し 等

(4) 介護サービス基盤の整備

- ・ ゴールドプラン21の達成に向け、特別養護老人ホーム、介護予防拠点等の整備の加速化、介護保険関連業務のペーパーレス化 等

(5) 高齢者が安心できる制度の確立

- ・ 社会保障改革（年金、医療、介護、雇用等生涯を通じた社会保障全般についての横断的・総合的な見直し、確定拠出年金法案の早期成立等）  
・ 情報化の推進など医療提供体制の整備

4. 便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備のための施策

(1) 渋滞解消への抜本的取組み

- ・ 渋滞ボトルネックの重点的解消（12年度までの100箇所に加え、13年度までに100箇所完了）、三大都市圏の環状道路の重点的整備、ETCの整備推進

(2) 快適で活力ある街づくりの推進

- ・ 電線類地中化（12年度までに1300km）、街灯（同5000基）の整備  
・ 歩いて暮らせる街づくりの推進、大都市居住者の通勤改善と既成市街地の再構築、都市産業の新生、ハブ空港・港湾の整備

(3) その他

- ・ 不動産の証券化の促進、土地適正利用の推進、土地収用法の見直し

5. 教育・青少年健全育成対策の推進 改正、雇用のミスマッチ対策 等
- (1) 学校施設の整備等
  - (2) 育英奨学事業の充実
  - (3) 保育施設の整備
    - ・ 多機能保育所、ファミリー・サポート・センター
  - (4) 薬物乱用防止対策
  - (5) 青少年育成・更生対策
6. 生活基盤の充実・防災のための施策 3. 中小企業対策
- (1) 生活基盤の充実
    - ・ 下水道、集落排水等の効率的整備、地域高規格道路等の交通網の整備
  - (2) 防災、災害復旧のための施策
    - ・ 都市部における緊急的浸水対策の重点実施等防災対策の推進、最近頻発した災害の復旧事業等の緊急対策の早期実施
  - (3) 住宅金融対策
    - ・ 住宅金融公庫の融資枠の5万戸追加
- II. 産業新生のための事業環境整備 4. 金融システムの安定化・金融市場の活性化
- 1. ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備
    - (1) 企業法制の見直し
      - ・ ストックオプション制度の見直し、商法の抜本的改正
    - (2) 構造変化に対応した雇用システムの整備
      - ・ 円滑な労働移動の促進による雇用の安定を確保する観点からの雇用対策法等の
  - 2. 創造的技術革新のための基盤整備
    - (1) 大学の国際競争力の強化と競争的研究資金の拡充 等
    - (2) 産学官の連携を促進する人材の流動化の推進
  - 3. 中小企業対策
    - (1) 金融対策
      - ・ 一般信用保証制度の無担保保証の限度額を現行の5000万円から8000万円に引き上げ、セーフティネットに係る対策の充実 等
    - (2) 中小企業のIT革命への対応支援
      - ・ 15年度末において中小企業の概ね半数が電子商取引を活用することを目標として、セミナー、研修に加え、中小企業者向けの標準的ソフトウェアの開発と提供 等
  - 4. 金融システムの安定化・金融市場の活性化
    - (1) 検査・監督体制の強化
    - (2) 金融システムの安定化
    - (3) CPのペーパーレス化等
  - 5. 債権流動化の促進等
- III. その他
- 1. 税制
  - 2. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、10月30日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

(別添)

### 当面の金融政策運営について

平成12年10月30日  
日本銀行

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

## ◆日本銀行、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表

日本銀行は、10月31日、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)および『日本銀行調査月報』2000年11月号参照）。

## ◆現行金利一覧

(12年11月15日現在) (単位 年%)		
	金利	実施時期 ( ) 内前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.500	12.8.24 (1.375)
長期プライムレート	2.25	12.11.10 (2.30)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本政策投資銀行	2.25	12.11.10 (2.30)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.25	12.11.10 (2.30)
・住宅金融公庫	2.85	12.10.16 (2.75)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.20	12.10.12 (1.15)
(期間5年~7年)	1.60	12.10.12 (1.50)
(期間7年以上)	2.10	12.10.12 (2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行つた銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

## ◆公社債発行条件

		発行条件	(12年11月15日現在) 改定前発行条件
		〈11月債〉	〈10月債〉
国債(10年)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	1.809 1.9 100.77	1.825 1.9 100.63
割引国債 (5年)	応募者利回り (%) 同税引後 (%) 発行価格 (円)	1.191 0.970 94.25	1.137 0.927 94.50
政府短期証券		〈12年11月13日発行分～〉	〈12年11月6日発行分～〉
	応募者利回り (%) 発行価格 (円)	0.375 99.904	0.383 99.903
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	1.929 1.9 99.75	1.959 1.9 99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	1.947 1.9 99.60	1.977 1.9 99.35
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	1.350 1.35 100.00	1.400 1.40 100.00
割引金融債	応募者利回り (%) 同税引後 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	0.300 0.250 0.29 99.70	0.300 0.250 0.29 99.70

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海 外

### ◆バーゼル銀行監督委員会、「電子 バンキンググループの活動の趣旨 および白書」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、10月23日、「電子バンキンググループの活動の趣旨および白書」を公表した（本ペーパーの仮訳については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）参照）。